

○国立大学法人金沢大学保有個人情報等の取扱いに係る委託業務実地検査取扱要領

(平成31年2月20日規程第3030号)  
改正

(趣旨)

第1条 この要領は、国立大学法人金沢大学個人情報管理規程（以下「規程」という。）第43条第6項の規定に基づき、規程第43条第2項に定める国立大学法人金沢大学（以下「本学」という。）の保有個人情報等の取扱い（行政機関等匿名加工情報にあっては、作成を含む。以下同じ。）に係る業務を外部に委託した場合に実施する委託先への実地検査（以下「実地検査」という。）に関する事務の取扱いに関し、必要な事項を定める。

(実地検査)

第2条 本学の保有個人情報等の取扱いに係る業務を外部に委託した場合は、原則として、全ての委託業務について、委託先における管理体制及び実施体制や個人情報の管理状況に関し、少なくとも年1回以上、実地検査により確認する。ただし、委託業務が、次の各号のいずれかに該当する場合は、実地検査に代えて、委託先からの報告書及び関係書類等による検査によることができる。

- (1) 委託する業務に係る保有個人情報等の本人の数が1,000人未満のもの
- (2) 委託する業務の契約開始日から履行完了日までの間が14日以内のもの
- (3) 委託する保有個人情報等が既に公表されている情報又は直近に公開される情報であるもの
- (4) 委託する保有個人情報等に容易に照合することができない程度の匿名化措置が講じられているもの
- (5) 委託先の事情等により、実地検査が行えないもの

2 前項の実地検査による確認（前項ただし書きの規定により、実地検査に代えて、委託先からの報告書及び関係書類等による検査によることができるものを含む。）は、一の保有個人情報等の取扱いに係る委託業務の所管課（以下「委託業務所管課」という。）が、同一年度内に、同一の委託先に対し同一の業務を委託する場合に限り、当該年度の最初に委託する業務において行うことで足りるものとする。

(実施部署)

第3条 実地検査は、委託業務所管課が、契約担当課と協力して実施する。

- 2 実地検査を実施する職員は、実施の際に職員証を携行するものとし、必要に応じて委託先にそれを提示するものとする。
- 3 委託業務所管課は、前項の実地検査又は報告書等による検査を実施したときは、別紙「委託（請負）先における管理体制、実施体制及び個人情報の管理状況の確認書」に必要事項を記入し、総務部総務課に提出する。

(実施時期)

第4条 実地検査（報告書等による検査を含む。）の実施時期は、委託業務の内容に応じて契約開始日から履行完了日までの間の適切な時期とする。

(雑則)

第5条 この要領に定めるもののほか、実地検査に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和元年5月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年12月7日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

別紙(第3条関係)

委託(請負)先における管理体制、実施体制及び個人情報の管理状況の確認書  
[別紙参照]